

令和4年定例会 医療保健子ども福祉病院常任委員会

説明資料

《議案補充説明》

1 【議案第22号】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案について 1

2 【議案第25号】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案について 2

3 【議案第36号】

三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について 3

《所管事項説明》

1 「強じんな美し国ビジョンみえ（仮称）概要案」及び「みえ元気プラン（仮称）概要案」について	別冊
2 「三重県ひきこもり支援推進計画」最終案について	4
3 子ども条例に基づく取組について	9
4 『令和3年度「第三次三重県行財政改革取組」の進捗状況』における県有施設の見直しについて	13
5 各種審議会等の審議状況の報告について	15

《別冊》

- ・（別冊1）「みえ元気プラン（仮称）概要案」〔子ども・福祉部 関係分〕
- ・（別冊2）「三重県ひきこもり支援推進計画」最終案

令和4年3月15日
子ども・福祉部

1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案について

1 改正理由

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」及び「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令」の施行に伴い、関係条例を整備するものです。

2 改正する関係条例

- ①三重県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成30年三重県条例第43号）
- ②三重県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成30年三重県条例第46号）

3 改正内容

平成24年施行の児童福祉法改正により、障害児入所施設に入所している18歳以上の過齢児には、成人向けの障害福祉サービスを提供することとなり、障害児入所施設は成人向けの入所施設である障害者支援施設の指定を併せて受けることが必要となりました。

しかし、人員配置や設備の基準を直ちに満たすことが困難な場合もあるため、障害児入所施設の基準を満たしていることをもって、障害者支援施設の基準を満たしているとみなすなどの経過措置が設けられています。

関係省令の改正に伴い、この経過措置の期限が延長されることになったため、以下のとおり関係条例の改正を行います。

- ①福祉型障害児入所施設の指定基準を満たしていることをもって、障害者支援施設の指定基準を満たしているとみなす経過措置の期限を、「令和4年3月31日まで」から「令和6年3月31日まで」に2年間延長します。
- ②障害者入所施設の指定基準を満たしていることをもって、福祉型障害児支援施設の指定基準を満たしているとみなす経過措置の期限を、「令和4年3月31日まで」から「令和6年3月31日まで」に2年間延長します。

4 施行期日

令和4年4月1日

2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」の一部改正に伴い、個人番号を利用できる事務に職業転換給付金の支給（都道府県知事が行うものに限る）が追加されたことから、関係条例の規定を整備します。

2 改正内容

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」第4条に規定されている個人番号の利用範囲（別表第二）に、生活に困窮する外国人に対する職業転換給付金の支給に関する情報を追加します。

現 行			改 正 案		
別表第二（第四条関係）			別表第二（第四条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
一 知事	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	一～六（略） 七～九（略）	一 知事	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	一～六（略） 七 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）による職業転換給付金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの八～十（略）

3 施行期日

公布の日

【参考】

○職業転換給付金（都道府県知事が行うもの）

就職が困難な求職者であつて、公共職業安定所長の指示により、求職者の知識及び技能の習得を容易にするための職業訓練を受けているものに対して支給される給付金（手当）です。

3 三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

「民法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」の公布に伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正が行われたため、関係条例の規定を整備します。

2 改正内容

現在、児童福祉施設の長の懲戒権の対象は、「三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」により、18歳未満の児童のほか、未成年後見人のある18歳および19歳の者等となっています。

このうち、未成年後見人のある18歳および19歳の者等については、民法の改正に伴い成年とみなされ、懲戒権の対象から外れることになるため、所要の規定の修正を行います。

○児童福祉施設の長の懲戒権の対象

改正前	「児童等」 ・18歳未満の児童 ・未成年後見人のある18歳および19歳の者等
改正後	「児童」 ・18歳未満の児童

○三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
(懲戒に係る権限の濫用禁止) <u>第十三条 児童福祉施設の長は、入所している児童等(法第三十三条の七に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。)に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に関し児童等の福祉のために必要な措置を探るときは、身体的苦痛を与える行為、人格を辱める行為その他懲戒に係る権限を濫用する行為をしてはならない。</u>	(懲戒に係る権限の濫用禁止) <u>第十三条 児童福祉施設の長は、入所している児童に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に関し児童の福祉のために必要な措置を探るときは、身体的苦痛を与える行為、人格を辱める行為その他懲戒に係る権限を濫用する行為をしてはならない。</u>

なお、今回の改正によって18歳および19歳の者が懲戒権の対象から外れることになりますが、引き続き児童福祉法上の児童等として支援の対象となります。

3 施行期日

令和4年4月1日

【所管事項説明】

2 「三重県ひきこもり支援推進計画」最終案について

～誰もが自分らしい生き方を選択できる社会の再構築（リ・デザイン）をめざして～

1 計画策定の経緯

「三重県ひきこもり支援推進計画」は、令和3年12月の医療保健子ども福祉病院常任委員会において中間案に対するご意見をいただいた後、パブリックコメントを実施しました。

このたび、パブリックコメントの結果および「三重県ひきこもり支援推進委員会」等の議論をふまえ、最終案をとりまとめました。（別冊2のとおり）

2 パブリックコメントの結果

(1) 意見募集期間

令和3年12月18日（土）から令和4年1月17日（月）まで

(2) 意見数

150件（個人：1、市町：5、支援機関：7、民間支援団体：3）

(3) 対応状況

対応区分	件数
① 反映する 最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの	27
② 反映済 意見や提案内容が既に反映されているもの	17
③ 参考にする 最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせて いただくもの	32
④ 反映は難しい 反映または参考にさせていただくことが難しいもの	66
⑤ その他 ①～④に該当しないもの	8

3 中間案からの主な変更・追加

<パブリックコメント反映分>

(1) 計画の支援対象者の追加（別冊2 P2）

計画の支援対象者について、年齢制限がないほうがよいのではないかなど、複数の意見をいただきました。

そこで、不登校等により学校との関わりが希薄となり、社会的自立が困難な状況でひきこもり状態につながることが懸念される方（15歳未満の方を含む）や、今は支援を必要としないが、親亡き後等近い将来生活に支障が生じることが懸念される方等、「潜在的な当事者」への早期対応が重要であることから、支援対象者に「支援が必要になると予想される方」を追加しました。

（2）県の実態調査結果のグラフの追加（別冊2 P5～30）

県が実施したひきこもりに関するアンケート調査結果について、説明文だけでなく、表やグラフなどで表記するとより理解しやすいなど、複数の意見をいただきました。そこで、視覚的にも理解していただけるよう、グラフを追加しました。

（3）「第4章 取組方向」の表現の見直し（別冊2 P45、50）

ひきこもり当事者＝「支援すべき存在」であるという視点が強いように感じるとの意見をいただきました。そこで、ひきこもり当事者を「支援すべき存在」としてとらえるだけでなく、社会で「活躍する存在」としてとらえ、当事者が社会の中でこれまでの経験や強みを生かし、自分の役割をもちながら活躍できる環境づくりを進めていく必要があることから、「5 社会参加支援」を「5 社会参加・活躍支援」に変更し、具体的な取組方向の表現を見直しました。

（4）「第5章 計画の推進」の構成の見直し（別冊2 P52～57）

計画の推進について、県が責任をもって推進していく意思表示をした方がよいとの意見をいただきました。そこで、いただいたご意見を参考に、計画の推進に対する県の姿勢を最初に示す必要があることから、章立ての並び替えを行いました。

＜その他＞

（1）医療機関との連携（別冊2 P38、55）

ひきこもり当事者が心身や歯・口腔の不調により医療機関で受診する際に必要な支援につなげられるよう、医師会、歯科医師会を通じて医療機関との連携を一層図っていく必要があることから、精神科病院のみならず、病院、診療所、歯科診療所との連携について、記述を追加しました。

（2）目標値の設定（別冊2 P56）

「計画全体の目標」について、令和6年度の目標値の設定を行いました。

目標項目	現状値	令和6年度
「ひきこもりに関する理解が進んだ」と感じる県民の割合	—	70%
「ひきこもり当事者やその家族に寄り添った支援体制の整備が進んでいる」と考える相談支援機関の割合	—	70%

4 今後の予定

- | | |
|---------|--|
| 令和4年 3月 | 計画（成案）の策定、公表
市町、関係機関、民間支援団体等へ周知 |
| 4月～ | 計画に基づく施策の推進
計画の進行管理
(「三重県ひきこもり支援推進委員会」および
「三重県ひきこもり対策検討会議」の開催等) |

計画策定の趣旨

- ひきこもりは「特別なものではなく、誰にでも起こりうるもの」
- いじめ、不登校、障がい、進学や就職の失敗、人間関係の悩み、家庭環境等様々な事情が関係
- 少子高齢化等社会環境の変化、自己責任論の広がり等価値観の多様化 → 複雑化・複合化・長期・高年齢化（8050問題等）
- 実態把握が不十分、社会資源の不足 → R2・相談支援機関、R3・民生委員・児童委員等実態調査の実施
- 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、より一層深刻な課題に発展する可能性あり
- 市町における「重層的支援体制整備事業」の創設（R3）5市町で実施 → ひきこもり支援の基盤が整いつつある

支援対象者

おおむね15歳以上（中学校卒業後）のひきこもり状態にある方およびその家族であって、支援を必要とする方（支援が必要になると予想される方）

計画期間

令和4年度～令和6年度（3年間）

ひきこもり支援に係る課題

- ① 相談支援の充実・強化等：当事者やその家族を早期に支援につなげるための相談支援のあり方の検討等
- ② 相談支援から社会参加等への段階的・継続的支援：当事者やその家族の意向や状況に寄り添った支援の必要性
- ③ 社会資源の活用と整備、包括的な支援体制づくり：関係機関の役割・連携のあり方、新たな居場所づくりの検討、市町における包括的な支援体制の方向性、地域特性をふまえた支援の方向性
- ④ ひきこもりに関する理解促進：ひきこもりに対するマイナスイメージや偏見の払拭
- ⑤ 多様な担い手の育成・確保：専門人材のみならず、当事者の気持ちに寄り添うことのできる担い手の育成・確保
- ⑥ ひきこもり状態を長期化させないための対応：福祉、保健、医療、雇用、教育の分野を超えた連携強化、潜在的な当事者へのアプローチの検討、先を急がない継続可能なアプローチの検討
- ⑦ 新型コロナウイルス感染症への対応：社会とのつながりをもつ意欲の減退、支援が中断されることのない支援の検討

将来のめざす社会像

「誰もが社会から孤立することなく、ありのままの自分が認められ、いつでも小休止でき、多様な生き方を選択し、希望をもって安心して暮らせる社会」

1

3年後の目標（めざす姿）

県民の皆さんのがんこもりに関する正しい理解を促進し、当事者・家族・社会の“つながり”的回復に向けて、当事者やその家族に寄り添った支援体制づくりを進めることにより、ひきこもり支援に関する社会全体の機運が醸成されています。

計画全体の目標

目標項目	現状値	令和6年度
「ひきこもりに関する理解が進んだ」と感じる県民の割合	—	70%
「ひきこもり当事者やその家族に寄り添った支援体制の整備が進んでいる」と考える相談支援機関の割合	—	70%

基本的な取組の方向性

- ①情報発信・普及啓発：ひきこもりに関する正しい理解の促進、支援機関からの情報発信（情報を届けるアウトリーチ）、市町における相談窓口の明確化・周知等の促進
- ②対象者の状況把握・早期対応：対象者への早期対応（潜在的な当事者へのアプローチも含む）
適切なアセスメントの推進、教育相談の実施
- ③家族支援：家族に寄り添った相談支援、家族会への支援
- ④当事者支援：当事者に寄り添った相談支援、アウトリーチ（訪問型）支援の充実、当事者会の設置に向けた支援
- ⑤社会参加・活躍支援：社会との接点をもつ機会の提供、段階的・継続的に社会参加・活躍できる環境づくり
- ⑥多様な担い手の育成・確保：相談員・支援員の育成・確保、ひきこもりサポーターの養成・派遣
不登校児童生徒等を支援する人材の育成

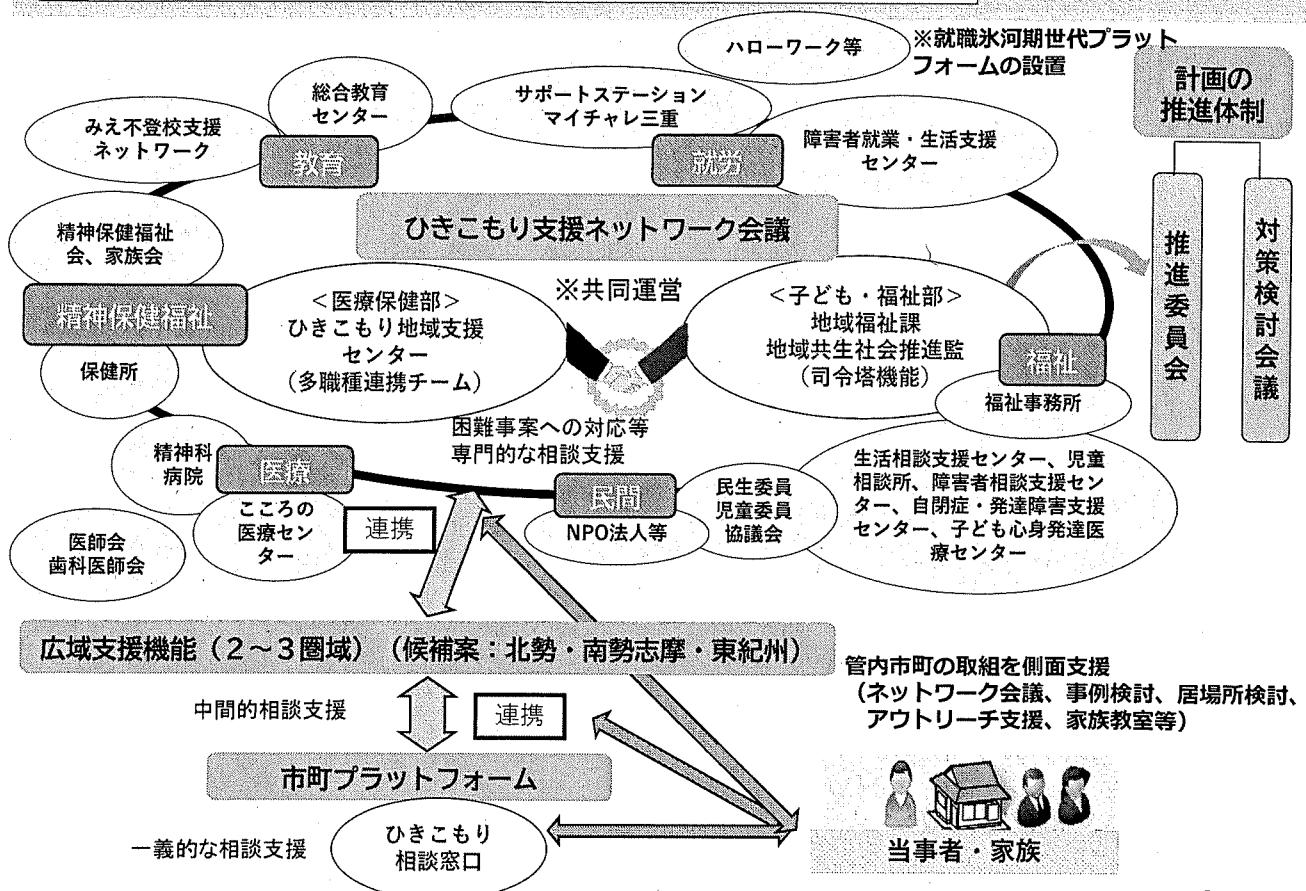
施策展開にあたって重視すべき視点

- ①「課題解決型支援」と「“つながり”を大切にする伴走型の継続的な支援」の視点
- ②「アウトリーチ（訪問型）支援」の視点
- ③「ひきこもり状態を長期化させない」視点
- ④「DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進」の視点
- ⑤「専門的支援」と「側面支援」の視点

2つのアプローチが車の両輪

2

県における支援体制の基本的な考え方（イメージ）



3

【所管事項説明】

3 子ども条例に基づく取組について

子ども条例は、子どもの権利が尊重される社会の実現をめざして、子どもが豊かに育つことのできる地域社会づくりに取り組むことを定めた条例です。平成23年4月1日の施行から10年が経過したことから、これまでの取組について検証を行うとともに、10周年を契機と捉えて子ども自身が自らの権利を知るための取組を進めてきました。

1 子ども条例に基づく取組の検証

(1) 検証目的

条例の施行から10年の間に実施してきた取組の成果や課題等について有識者の意見を聞いて、今後の施策の方向性を検討するものです。

(2) 検証体制

「三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会」の委員や「子ども条例」制定時の条例検討会議委員など8名の方から意見をいただき、今後の対応等について検討を行いました。

(部会における検証)

第1回（10月8日）

- ・子どもの権利にかかる10年間の取組内容の説明
- ・これまでの成果と課題についての意見聴取

第2回（11月12日）

- ・第1回でいただいたご意見を整理して提示
- ・今後の対応の方向性について意見聴取

第3回（12月10日）

- ・今後の対応（案）を事務局から提示し意見聴取

第4回（1月14日）

- ・第3回でいただいたご意見を反映した今後の対応（案）を提示し意見聴取

(3) 検証でいただいた主な意見

①検証の仕組みについて

- ・取組の成果と課題について検証するためには、まず取組の結果として、子どもがどんな状態になっているのかを把握（調査）することが必要である。
- ・子ども条例には取組を検証するための委員会の設置について定めがないため、調査結果をどのように検証に結び付けていくのかが課題である。

②子どもの権利についての周知や関係機関との連携強化について

- ・子どもの権利が守られるためには、子ども自身が自分の権利について知り、理解

する必要がある。学校における権利学習が進んでいない。

- ・教員の方にも、今以上に子どもの権利について理解してもらう必要がある。
- ・子ども条例につながる施策について、各部局が個別に実施していく、全体の成果が見えにくい。子どもの権利に関する取組という意識を共有する必要がある。

③権利侵害への対応について

- ・子どもの権利侵害の問題について、県内で実際にどんなことが課題になっているのかを具体的に示したうえで、それに対する施策を提示していく必要がある。

(4) 今後の対応

① 検証の仕組みの構築

社会福祉審議会の児童福祉専門分科会を条例に基づく取組の検証の場として位置付け、次の二種類の検証により施策を進めます。

ア 毎年の調査・検証

毎年、子どもの置かれた状況や課題、子ども・子育て施策に関する取組状況にかかる年次報告（スマイルレポート）を元に、児童福祉専門分科会で施策の効果と課題について検証し、施策の実効性等について点検します。

（調査・検証手順）

- ・「キッズ・モニターアンケート」で子どもの権利について意見聴取
- ・子ども専用相談電話「こどもほっとダイヤル」に寄せられた子どもの声から、子どもにかかる課題を把握
- ・子ども・子育て施策に関する取組状況を年次報告（スマイルレポート）として取りまとめ
- ・児童福祉専門分科会で施策の実効性等について検証し、検証結果を議会に報告

イ 子ども条例に基づく調査・検証

3～5年毎に条例第14条に基づき子どもの生活に関する意識、実態等の調査を実施し、子ども白書として取りまとめます。そのうえで児童福祉専門分科会において、施策の効果と課題について検証し、以降の施策の方向性を定めます。

（調査・検証手順）

- ・子どもの生活に関する意識、実態等の調査（条例第14条に基づく調査）を実施し、子どもの権利が守られているかどうかを把握（調査項目については、関係各課や有識者の意見もふまえて設定）
- ・県内で子どもの権利に関わる活動をされている団体の方から意見聴取
- ・調査結果やいただいた意見を「子ども白書」として取りまとめ
- ・児童福祉専門分科会で施策の効果と課題について検証
- ・児童福祉専門分科会の検証結果を関係部局と共有し、以降の施策に反映

②子どもの権利についての周知や関係機関との連携強化

ア 子どもに対する周知

- ・令和3年度に作成した「子どもの権利ワークシート」を用いた授業（高学年）やデジタル絵本（未就学児～低学年）の活用を保育所・幼稚園、小学校等に呼びかけ、子ども自身が自分の権利について学ぶ取組を進めます。
- ・「子どもの権利ワークシート」の内容については、必要に応じて教育委員会と連携のうえ見直しを行います。

イ 教職員に対する周知

- ・子どもの権利について意識向上を図るため、教職員を対象とした研修などで子ども条例について学べるよう、教育委員会と連携して取組を進めます。

ウ 保護者に対する周知

- ・P T Aの研修及びネット講座等の学校への出前講座、就学時健診時のスマイルワークなど、保護者と接するあらゆる機会を捉えて子どもの権利や子ども条例について周知します。

エ 庁内関係部局との連携

- ・条例第14条に基づく調査を実施する際、調査項目の検討から調査結果の取りまとめまでを関係部局とともにすることにより、課題認識を共有します。なお、適宜、有識者の意見も求めることとします。

③権利侵害への対応

令和2年度における県内の児童虐待相談対応件数やいじめの認知件数は過去最多となっています。また、性的虐待や性暴力が被害者に将来に渡って深刻な影響を与えることが明らかになるとともに、「子どもの貧困」「ヤングケアラー」など、新たな課題が顕在化しています。こうした子どもの権利侵害に的確に対応していくため、次のとおり取り組みます。

- ・子ども専用相談電話「こどもほっとダイヤル」や予期せぬ妊娠等に関する相談窓口「妊娠レスキューダイヤル」などに寄せられた子どもの声や、児童相談所で取り扱った相談内容などから、子どもを巡る新たな課題などを把握し、児童福祉専門分科会において取組の必要性や施策の見直し等について提言を受けます。

2 子ども条例10周年の取組

子どもの権利について、子ども自身が学ぶ機会を提供することを目的として、次のとおり取り組みました。

(1) 子どもの権利ワークシートの作成と活用

小学校の高学年（4～6年生）の子どもを対象に、社会科、道徳、総合的な学習の時間、ホームルーム活動等で使用できるワークシートを作成しました。

① シートの内容

子どもの権利条約に定められた4つの柱（生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利）について学んだうえで、実際にそれらの権利が守られているかどうかをチェックすることにより、子どもが当たり前だと思っていることも権利によって守られていることを知ることができる内容としています。

また、学んだ内容について意見が表明できるようにしています。

② 作成と活用

三重県教育委員会と連携してワークシートを作成し、小学校に配布したところ、18校585人からワークシートが返送されました。

ワークシートには、「自分にも権利があることがわかった」「友達にも権利があることがわかった」などの記載があり、子どもも権利の主体であるとの理解が進んでいます。

次年度以降も引き続き、小学校の授業等で活用いただけるよう、呼びかけます。

(2) デジタル絵本の作成と活用

未就学から小学校低学年の子どもを対象に、文字を読むことができない子どもでも楽しく学ぶことができるよう朗読や効果音が入ったデジタル絵本「これからいっしょに」を作成しました。

みえこどもの城における完成披露イベントや県の主催イベント等で活用するとともに、保育所・幼稚園、小学校等にDVDを配布し、活用を呼びかけます。

【所管事項説明】

4 『令和3年度「第三次三重県行財政改革取組」の進捗状況』における県有施設の見直しについて

第三次三重県行財政改革取組における県有施設の見直し一覧

○この一覧表は「三重県財政の健全化に向けた集中取組」での「県有施設の見直し」において定めた個別施設の見直しの方向性や、調整経過等を整理したものです。

○見直しの方向性を定めた施設については、府内での検討や関係団体との調整を進め、着実に見直しを進めています。

○廃止や統合を含めた施設のあり方の検討による維持管理費の抑制と、新たな県民ニーズへの対応や県民サービスの向上の両面から見直しを行うとともに、施設にかかるコスト縮減や一層の収入確保にも取り組みます。

No	施設名	見直しの方向性	これまでの主な経過、課題、今後の予定など	所管部局名
1	社会福祉会館 <直営>	<p>民間活力の導入(PFIなど)</p> <p>当該施設は、社会福祉団体が入居し、高齢者、障がい者、生活困窮者等へ質の高い福祉サービスを提供している。</p> <p>昭和46年に建設後、老朽化が進み、大規模改修の時期が差し迫っていることなどから、建設、資金調達、維持管理、運営等について、PPP／PFI等の民間活力を導入する方向で検討を進める。</p>	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> R1.8～R2.3 PFI導入可能性調査の実施 入居団体へのヒアリング、民間事業者からの実現可能性聴取(サウンディング)調査を実施し、現地建替におけるPFI導入可能性を検討。 維持管理面においてコストの削減が期待でき、PFIの導入効果があることを確認。 R2.4～ 課題整理 現地が津波・高潮の浸水想定エリアにあることから、入居団体等とも意見交換を実施し、移転建替えも視野に入れ再検討。 交通の利便性や敷地面積の確保などの観点から建設地を検討し、吉田山会館付近を有力な移転候補地として整理。 R3.4～ 入居予定者等との協議 R3.7～R3.9 吉田山会館付近において地質調査 調査の結果、地表面から8～9m以深に良好な支持層を確認 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新施設が備えるべき機能・役割を整理のうえ、入居団体等と調整し、施設規模等を確定する必要あり。 <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> R3年度 新施設への入居団体等との調整 R4.6 基本構想の策定 R4.7～R5年度 PFIアドバイザリー業務委託 	子ども・福祉部
2	鈴鹿病院多目的客室 <無償貸付>	<p>移譲(又は廃止)</p> <p>当該施設は、国立鈴鹿病院の重症心身障害児に係るゲストハウスとして昭和44年に建設された。</p> <p>老朽化が進む中、現在に至るまで親の会が有効に活用、管理運営していることを踏まえて、移譲又は廃止の可能性について検討を進める。</p>	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> H30.6～H31.1 親の会との意見交換 H31.2 解体撤去を行う方針を決定。土地所有者である鈴鹿病院へ報告 H31.4 5年間の無償貸付が更新期日を迎えることから、私物撤去等の準備期間を考慮し、H31.4.1～R1.7.31を貸付期間とする貸借契約を親の会と締結 R1.5 鈴鹿病院に取壊しにかかる協力を依頼 R1.8 貸付期間満了につき、親の会と共に現地確認を実施 R1.12 12月補正にて解体工事費を計上 R2.1 解体工事入札手続き R2.3 解体工事完了 	子ども・福祉部

No	施設名	見直しの方向性	これまでの主な経過、課題、今後の予定など	所管部局名
3	旧知的障害者更生相談所 <無償貸付>	<p>廃止(売却)</p> <p>当該施設は、知的障害者更生相談所と知的障害者更生施設を併せた施設として平成11年に建設されたものである。更生施設においては、行動観察により処遇方針を作成するといった事業を行っていたが、平成18年に両施設を廃止した後、平成19年からは社会福祉法人に貸与し、障害者支援施設として、他の施設では対応困難なケースを積極的に受け入れるとともに、行動観察事業の実施等、県の先進的・模範的な取組を推進している。</p> <p>令和3年度までの貸与契約等を締結済であることから、契約期間満了後を見据え、両施設の移譲・売却の検討を進める。</p> <p>知的障害者更生相談所については、平成21年度より身体障害者更生相談所と統合し、障害者相談支援センターへ移転。</p>	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R1.5～ 貸与先である社会福祉法人と売却に向けた協議 ・R2.10 土地境界確定 ・R3.2 不動産鑑定 ・R3.5 公有財産評価会議において評価額決定 ・R3.11 法人と売却について仮契約締結 ・R3.12 財産処分の議案議決に伴い本契約の効力発生 ・R4.1 所有権移転(引渡し)(完了) 	子ども・福祉部
4	旧小児心療センターあすなろ学園、同分校 旧草の実リハビリテーションセンター	<p>教育委員会への管理替え</p> <p>当該施設は、老朽化に伴い、平成29年6月、子ども心身発達医療センターを新規開設したため、旧施設となっている。</p> <p>跡地の有効活用が見込まれることから、建物を解体し、土地を売却する方向で検討を進めてきたが、見直しの考え方及び方向性を、「売却」から「教育委員会による盲学校・聾学校の建築用地利用」へ変更。また、用地のうち一部は「津市へ調整池用地として譲渡」へ変更。</p>	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H31.3 解体工事完成 ・R1.5～R2.3 用地測量業務の実施 ・R1.6～R1.11 地盤変動影響調査(事後)業務の実施 ・R1.9～R2.8 用地境界立会の実施 ・R2.7～9 家屋補償契約 ・R2.10 境界確定完了 ・R2.11 見直しの考え方及び方向性を、「売却」から「教育委員会による盲学校・聾学校の建築用地利用」へ変更。また、用地のうち一部は「津市へ調整池用地として譲渡」へ変更。 ・R3.3 教育委員会への管理替え完了 <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R4 調整池用地を津市へ有償譲渡 	子ども・福祉部

【所管事項説明】

5 各種審議会等の審議状況の報告について

(令和3年11月22日～令和4年2月16日)

(子ども・福祉部)

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会 身体障害者福祉専門分科会 審査部会
2 開催年月日	令和3年12月21日
3 委員	会長 杉村 芳樹 委員 長谷川 正裕 他6名
4 諮問事項	身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定について
5 調査審議結果	8名の医師について審査し、すべて同意された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県障害者施策推進協議会 手話施策推進部会
2 開催年月日	令和4年1月21日
3 委員	部会長 安田 和夫 委員 深川 誠子 他5名
4 諮問事項	第2次三重県手話施策推進計画の取組状況について 他
5 調査審議結果	上記事項につき報告し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県子ども・子育て会議
2 開催年月日	令和4年1月25日
3 委員	会長 岡本 陽子 委員 田口 鉄久 他15名
4 諮問事項	令和2年度及び令和3年度の実施状況について
5 調査審議結果	各事項についてその取組等を説明し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県子ども・子育て会議 認定こども園認可等部会
2 開催年月日	令和4年1月31日
3 委員	会長 田口 鉄久 委員 宇佐美 直樹 他3名
4 諮問事項	1 幼保連携型認定こども園の認可定員等について 2 幼保連携型認定こども園の設置認可申請調書について
5 調査審議結果	上記事項について、報告・意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会
2 開催年月日	令和4年2月7日
3 委員	会長 井村 正勝 委員 青山 弘忠 他14名
4 諮問事項	1 「三重県ひきこもり支援推進計画」（最終案）について 2 今後の福祉行政における課題等について
5 調査審議結果	上記事項につき、報告および意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会 身体障害者福祉専門分科会 審査部会
2 開催年月日	令和4年2月15日
3 委員	会長 杉村 芳樹 委員 長谷川 正裕 他7名
4 諮問事項	身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定について
5 調査審議結果	3名の医師について審査し、すべて同意された。
6 備考	